

税務と経営

山村税理士事務所

発行人

税理士 山村 嘉清

〒870 大分市城崎町1丁目4-15

-0045

電話 0975(36) 5231

FAX 0975(36) 5237

ヒントヒント

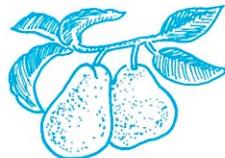
人材とは 長崎県立大学の岩重聰美学長補佐の話です。グローバル人材で求められる最低限のスキルは、英語や経営の専門知識、またそれを支える一般教養ですが、そのスキルを活かさなければ意味がありません。

「なぜ、そう考えたのか。データを示して説明するように」とは私達がよく学生達に掛ける言葉です。肌感覚が物をいうのは日本人の特質ですが、国際社会では通用しません。相手に納得してもらうには、明確な根拠やそこから論理的に導かれる予測が求められます。グローバル社会では、対立や軋轢、意見や感情の衝突が生じます。それを乗り越えなければ、いくら優秀でも必要とされません。(プレジデント掲載)

税務 ミニガイド

国民ひとり当たり10万円支給される特別定額給付金については、所得税は非課税とされています。

これに対して、法人の場合は最大200万円、個人の場合は最大100万円支給される持続化給付金については、法人税、所得税の課税対象とされています。



ヒントヒント



住宅取得等資金の贈与税の非課税

□贈与税の非課税

平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属から居住用家屋の新築等（新築、取得、増改築等）の対価に充てるために金銭（住宅取得等資金）の贈与を受けた場合、一定の要件を満たすときには、非課税限度額までの金額については、贈与税が課税されません。

□非課税限度額

非課税限度額は、新築等をする住宅用家屋の種類ごとに、その新築等に係る契約の締結日に応じて次のとおり異なります。

(1)住宅用家屋の新築等に係る消費税等の税率が10%である場合

①平成31年4月1日から令和2年3月31日までの契約

省エネ等住宅	それ以外
3,000万円	2,500万円

②令和2年4月1日から令和3年3月31日までの契約

省エネ等住宅	それ以外
1,500万円	1,000万円

③令和3年4月1日から令和3年12月31日までの契約

省エネ等住宅	それ以外
1,200万円	700万円

(2)上記(1)以外である場合

①平成28年4月1日から令和2年3月31日までの契約

省エネ等住宅	それ以外
1,200万円	700万円

②令和2年4月1日から令和3年3月31日までの契約

省エネ等住宅	それ以外
1,000万円	500万円

③令和3年4月1日から令和3年12月31日までの契約

話のタネ

○醤油には、濃口と薄口があり、関東では濃口、関西では薄口が一般的です。濃口醤油は色が濃く香りもきつめ、それに比べて薄口醤油は色の濃さが濃口の4分の1、香りにもくせがありません。そのため味も薄いと勘違いしやすいのですが、塩分を比較すると薄口の方が2%ほど高い。薄口醤油の塩分が多いのは素材の味やその色合いを活かすためなのです。



省エネ等住宅	それ以外
800万円	300万円

□省エネ等住宅

省エネ等住宅とは、エネルギーの使用的合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用家屋をいい、適用を受けるためには住宅性能証明書等が必要です。

□受贈者の要件

贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（贈与者は受贈者の直系尊属）であり、贈与を受けた年の1月1日において、20歳以上であること、贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下であることが必要です。また、贈与を受けた年の翌年3月15日までに、住宅用家屋の新築等をして、その家屋に居住または遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること、その他一定の要件を満たすことが必要です。

□期限内申告

贈与税の申告期間内に贈与税の申告書及び添付書類などを提出した場合に限り、適用を受けることができます。

家賃支援給付金の創設 —その準備は—

「家賃支援給付金」制度が創設されました。

1.制度の狙い 新たに創設される「家賃支援給付金」には、2兆242億円が当てられますが、これは中小企業、小規模事業者、個人事業主の固定費特に都市部の家賃等が大きな負担となっていることを踏まえ、家賃を一層軽減し、事業の継続を下支えしていくのが狙いです。

2.制度の概要 この「家賃支援給付金」は、5月～12月の間に、次の2つのいずれかに該当する場合に支給されます。

①いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少した。②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少した。その対象は中小企業、小規模事業者、個人事業主等とされ、申請時の直近の支払い家賃（月額）に基づいて算出される給付額（月額）の6倍（6ヶ月分）

ナマの税務相談室

Q ご無沙汰いたします。
お元気ですか。実は先日たまたま私用でA信託銀行の貸金庫室に行きました。

そこで思いがけず父名義の貸付信託1千万円と共に父の公正証書遺言を発見いたしました。驚いたことにその内容は私に父の遺産の大半を遺贈する旨の遺言書でした。

A お久しぶりです。そんなことが有ったのですか。

これが遺言書ですね。

成程、平成25年10月1日①山田太郎にT区Y町の居宅及び敷地のすべてとA信託銀行の貸付信託額面1千万円を遺贈する。②残余の預貯金、有価証券は山田洋子、山田史郎に遺贈する。③山田太郎は洋子の老後に責任を持つ。

Q 私は遺言書にかかわらず母洋子に父の遺産の2分の1相当を相続して貰い配偶者の減税をフルに受けさせたく、残余の遺産を弟

が支給（最大600万円まで）される予定です。

3.事前準備のポイント

①既に実施されている「持続化給付金」では、本年1月以降のいずれかの1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少していることが基本的な給付要件になっていますが、「家賃支援給付金」では5月以降が基準となっています。

②緊急事態宣言の休業要請で、5月に売上が大きく減少した事業者は多いと思われますが、まずは、昨年5月の売上高と本年5月の売上高とを比較してみることが大切です。

③「家賃支援給付金」の詳細な申請要綱等は未定ですが、「持続化給付金」同様資料が手元に用意されているかを確認するとともに、「申請時の直近の支払い家賃（月額）がわかる資料」（賃貸借契約書や家賃支払・引落を証明する資料等）が手元にあるかどうかを確認しましょう。

④もし「家賃支援給付金」の給付開始が遅れたとしても大丈夫なように、ほかの給付金・助成金、融資制度の活用によって、手元の資金が不足しないように準備しておくことも重要です。

遺言書と異なった

遺産分割

と話し合って分割をしたいと思い、過日、その具体案をお願いしたわけです。

A そうですね。私の案は居宅、敷地の3分の2を洋子、3分の1を太郎に、貸付信託は5百万円を史郎に、残りは洋子と太郎が、といった案でした。

Q ところで、その案で分割を完了し、相続税の申告をした場合に、認められるでしょうか。

A 遺言書の内容と異なった遺産の分割をして税務申告をした場合、これを認めるという税務当局の見解があります。太郎さんが遺贈を放棄した後に改めて協議分割が成立したと考えるという思考です。（民法986条）

Q 判りました。
それでは遺言者の執行者のF弁護士に私どもの真意を説明し、分割を成立させたいと思います。

ナマの税務相談室

配偶者居住権についての民法と税法

民 法に於いては、配偶者居住権は終身性の一身専属権ゆえに「譲渡することができない」と規定されています。税法では、昨年改正で相続税法に配偶者居住権の評価規定が定められ、その上で、配偶者居住権消滅に際し対価がなければ、贈与課税の対象となることが通達で明らかにされているところでした。

それでは、対価がある場合は、譲渡可能資産の譲渡として譲渡所得になるのか、譲渡出来ない権利の消滅の補償として一時所得になるのか、疑問の残るところでした。さらには、税法は、譲渡不可の民法規定を無視して、譲渡所得課税をすることにしてしまうのか、と関心のあるところ

でもありました。

今 年の税制改正で、収用により配偶者居住権が消滅する時に対価として補償金を受取る場合は、譲渡所得の計算をする、ということになりました。ここでは、配偶者居住権者は収用機関との直接の契約当事者になるものの、権利消滅の補償の対価の授受は譲渡行為ではないが、これを譲渡とみなすとの規定により、譲渡所得課税を可能とする、との構成になっています。この限りでは、税法と民法に矛盾はありません。

他 方、所得税法での譲渡一般に係る規定の改正もあり、ここでは、配偶者居住権の権利消滅のときには譲渡所得の計算をする、と明記する

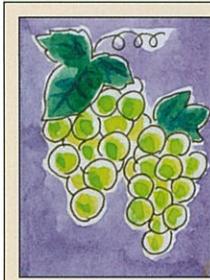
だけで、みなす規定を置いていません。対価を伴う配偶者居住権の消滅は当然に譲渡所得を構成するとの認識を表明しているように見えます。収用のケース以外でも、配偶者居住権者は収用の時のように第三者との対価を伴う取引の直接の当事者になれるかのような規定振りです。民法と矛盾しないか微妙になります。

当 初は、配偶者居住権の消滅については、配偶者居住権者とその権利付着の土地建物所有者との関係だけでの合意や放棄による消滅が想定されていたのですが、収用が権利消滅の例外事由として認識されるに至るとともに、さらに、第三者が権利消滅の当事者になる収用類似の事例をも税法は想定しているのかもしれません。ただし、居住用財産の3,000万円控除、軽減税率、買換の適用などについては未だ手当はされていません。

問題の原因などどうでもいい。

大切なのは解決策と
これからどうしたいかだ。

(心理学者 アルフレッド・アドラー)



9月1日(二百十日)。この頃吹く強い風が野分です。

「吹き飛ばす石は浅間の
野分かな 芭蕉」

総じて、文芸作品等は何

回も書き直して完成するも

のです。芭蕉はこの句でも

四回推敲を重ねています。

「秋風や石吹き風す浅間

山「吹き風す浅間は石の野

分かな」吹き落とす浅間は

石を浅間の野分かな」

白露7日、秋分22日。

9月の税務メモ

—(国 税)—

- 8月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 7月決算法人の確定申告
- 3年1月決算法人の中間(予定)申告

—(地方税)—

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 10日 | ○8月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 30日
~ | ○7月決算法人の確定申告
○3年1月決算法人の中間(予定)申告 |